

玉名市企業立地マッチング支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市と土地建物情報を持つ宅建協会及び不動産協会が連携して、本市の区域内（以下「市内」という。）において立地を希望する企業への土地建物情報を提供することにより、本市への企業立地の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地 市内において自己の事業活動の用に供するため、玉名市企業立地促進条例施行規則（平成31年規則第1号）第3条又は玉名市地場企業支援奨励金交付要綱（令和2年告示第40号）第2条第2号から第4号までに規定する施設を新設し、又は拡張することをいう。
- (2) 立地希望企業 立地を希望する企業をいう。
- (3) 宅建協会 一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会玉名支部をいう。
- (4) 不動産協会 公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部をいう。
- (5) 土地建物情報 市内における土地又は建物についての売買又は賃貸借に関する情報をいう。
- (6) 情報提供者 宅建協会及び不動産協会の会員をいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 この事業で取り扱う土地建物情報の範囲は、立地希望企業が立地を行うために必要な土地建物情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 立地に関して都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令

又は市の条例、規則、要綱等（以下「法令等」という。）の規制又は基準に抵触するもの

(2) 立地に関して玉名市総合計画、玉名市都市計画マスタープラン等の市のまちづくりの方針に合致しないもの

(3) 市税等の滞納処分に係る土地又は建物に関するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこの事業の対象とすることが不適切と認めるもの

（情報提供の申請）

第4条 立地希望企業は、この事業による土地建物情報の提供を受けようとするときは、土地建物情報提供申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（情報提供の依頼）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、土地建物情報提供依頼書（様式第2号）を宅建協会及び不動産協会に送付し、当該申請に係る土地建物情報の提供を依頼するものとする。

2 前項の場合において、市長は、宅建協会及び不動産協会に対し立地希望企業の名称、所在地その他企業が特定される情報を提供しないものとする。

3 市長は、前条に規定する申請の内容が立地希望企業と情報提供者との交渉を促進することが困難と認めるときは、第1項の規定による依頼は行わないものとする。

（情報の収集）

第6条 前条第1項の規定により依頼を受けた宅建協会及び不動産協会は、情報提供者から土地建物情報（情報提供者が所有し、若しくは売買若しくは賃貸借の媒介契約を締結し、又は所有者から売買若しくは賃貸借についての同意を得、若しくはその見込みがある土地又は建物に係るものに限る。）の収集を行うものとする。

(報告)

第7条 宅建協会及び不動産協会は、前条の規定により収集した土地建物情報を整理し、市長が指定する期限までに土地建物情報報告書(様式第3号)により当該土地建物情報に関する事項を市長へ報告しなければならない。

(立地希望企業への通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、第4条の規定による申請があった日から3週間以内に当該報告に係る土地建物情報に関する事項を土地建物情報通知書(様式第4号)により立地希望企業に通知するものとする。ただし、土地建物情報がない旨の報告を受けたときは、土地建物情報通知書(様式第5号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項本文の場合において、宅建協会及び不動産協会から同一の土地建物情報について報告を受けたときは、最も価格が安価な土地建物情報に関する事項のみを立地希望企業に通知するものとする。この場合において、価格が同一であるときは、最も早く収集されたもののみを通知するものとする。

(連絡調整等)

第9条 立地希望企業は、前条第1項の規定により通知された土地建物情報について交渉等を行おうとするときは、当該土地建物情報を保有する情報提供者へ直接連絡するものとする。

2 市は、立地希望企業と情報提供者との連絡、売買等に関する交渉等については、関与しない。

(状況報告)

第10条 市長は、立地希望企業に対し、土地又は建物の交渉の状況について報告を求めることができる。

2 立地希望企業は、第8条第1項の規定により通知された土地建物情報について売買契約若しくは賃貸借契約が成立したとき、又はその見込みがあるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 宅建協会、不動産協会及び情報提供者は、この事業の実施に関して知り得た情報を立地希望企業の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 立地希望企業は、この事業の実施に関して知り得た情報を情報提供者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(市等の責任の範囲)

第12条 第8条第1項の規定による通知後に行われる立地希望企業と情報提供者との間の立地に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市、宅建協会及び不動産協会は、一切の責任を負わない。

2 立地希望企業及び情報提供者は、当該立地希望企業が立地を行うに当たり適用を受ける法令等の規制及び基準を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。